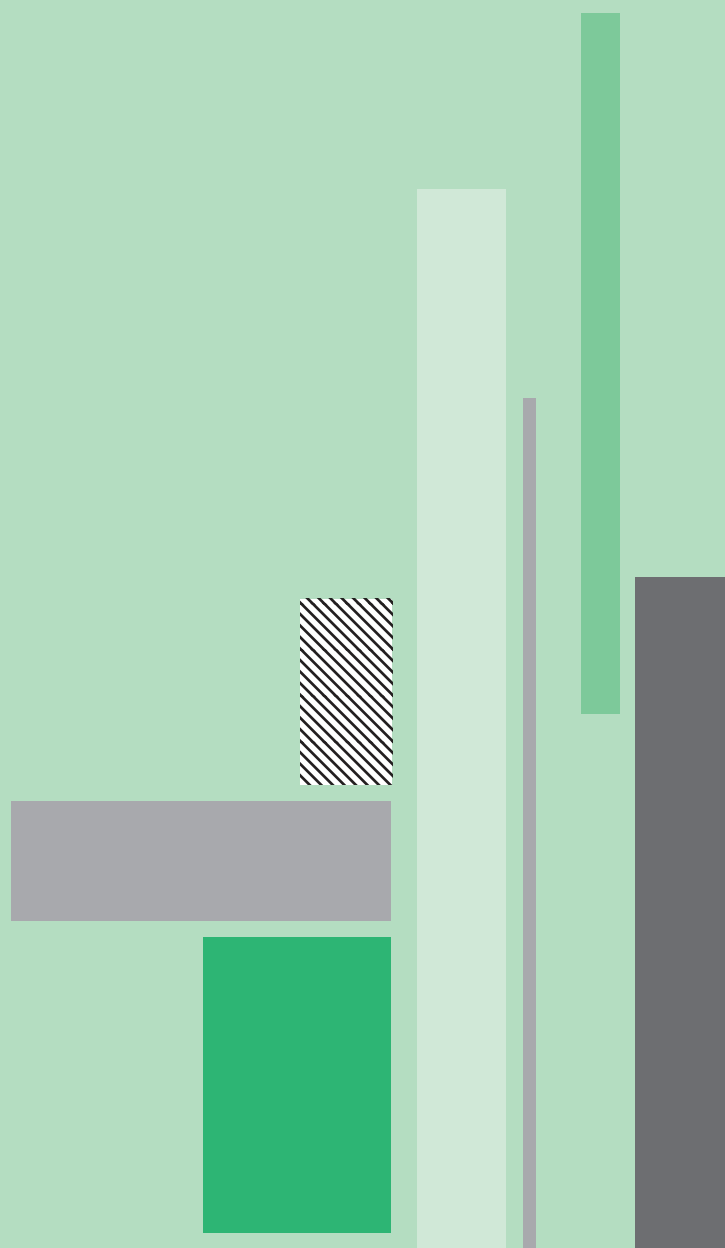


日本共産党埼玉県議会議員団の主張と活動

■ 2016年9月定例会

■ 要望・申し入れ・談話



日本共産党埼玉県議会議員団

目 次

2016 年 9 月定例県議会（2016 年 9 月 23 日～10 月 14 日）

1、議会運営委員会における村岡正嗣県議の質疑（2016 年 9 月 23 日）	2
2、総務県民生活委員会における村岡正嗣県議の質疑（2016 年 10 月 7 日）	3
3、環境農林委員会における柳下礼子県議の質疑（2016 年 10 月 7 日）	4
4、福祉保健医療委員会における秋山文和県議の質疑（2016 年 10 月 7 日、10 月 11 日）	8
5、産業労働企業委員会における金子正江県議の質疑（2016 年 10 月 7 日）	13
6、公社事業対策特別委員会における金子正江県議の質疑（2016 年 10 月 12 日）	14
7、経済・雇用対策特別委員会における柳下礼子県議の質疑（2016 年 10 月 12 日）	15
8、危機管理・大規模災害対策特別委員会における秋山文和県議の質疑（2016 年 10 月 12 日）	17
9、人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における前原かづえ県議の質疑 （2016 年 10 月 12 日）	19
10、5 か年計画特別委員会における秋山文和県議の質疑（2016 年 10 月 13 日）	21
11、議会運営委員会における村岡正嗣県議の質疑（2016 年 10 月 14 日）	22
12、知事提出議案に対する反対討論（2016 年 10 月 14 日）	25
13、議案及び請願に対する各会派の態度	27
14、日本共産党が提出した意見書・決議（案）	29
15、県議会 9 月定例会をふりかえって（談話）（2016 年 10 月 14 日）	33
16、要望・申し入れ	35

2016年9月定例県議会

1 議会運営委員会における村岡正嗣議員の質疑

2016年9月23日

委員長

北朝鮮への制裁強化の徹底を求める決議についてだが、さきの議運で提案のあった決議案について御協議いただきたいと思う。

まず、(1)案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

<了承>

委員長

それでは、一字訂正して、議案として提案させていただきます。

<了承>

村岡委員

もちろん賛成であるが、先ほどの議運の中で、自民から文言の訂正があった。同じように「世界唯一の核被爆国」という部分も「核」だけ使っており、意味合いが変わってしまうおそれがある。かといって「核兵器被爆国」という表現も余り使われていない。一般的には単に「被爆国」と表現しても不自然ではないので、そのように修正するのはどうか。

先ほど修正した「全ての核の放棄」というのは、原発なども含むように誤解を招くためだと思うが、それはもっともである。同じ理由で「世界唯一の核被爆国」も修正してはどうかということである。広島市長等も「被爆国」と表現していることが多い。「核」の一文字を取った方が伝わりやすいのではないか。

委員長

皆様、いかがか。

<了承>

2 総務県民生活委員会における村岡正嗣県議の質疑

2016年10月7日

付託議案に対する質疑

であり、一概に示すことは難しい。

Q．村岡委員

- 1 第93号議案について、最近の実際の売上額に対し県収益が約1億円というのは、県収益の割合が少ないのではないか。
- 2 第101号議案について、ミッドナイト競輪を、夜間に照明を点灯してまで開催するのは、環境問題の観点から時代の流れに逆行しているのではないか。
- 3 朝から深夜まで競輪を開催するというのは健全なことに思えないが、県としてどう考えるのか。
- 4 ミッドナイト競輪における高配当の事例について伺いたい。

付託議案に対する討論

村岡委員

第101号議案について反対討論を行う。
公営ギャンブルは、刑法の賭博罪の特例として認められたものであるが、ミッドナイト競輪は、単に射幸心をあおり、健全な競技から大きくかけ離れたものと言わざるを得ず、賛成できない。

A．県営競技事務所長

- 1 売上額の規模は大きいですが、その大半が払戻金、交付金等の義務的経費に充てられる。したがって、義務的な経費を引いた残りの12億円から県収益を生み出している。
- 2 環境への問題が全くないとは考えていないが、ミッドナイト競輪は年間で4回、24日間と開催数が少なく、自走式照明設備の発電機を使用する時間もそれほど長くはない。県収益への寄与もあることから、ミッドナイト競輪を開催したいと考えている。
- 3 サラリーマンの中には、帰宅してから競輪を楽しみたいというニーズもあり、ミッドナイト競輪はそれに応えるものである。ミッドナイト競輪をきっかけに、昼間の開催にも興味を持ってもらい、そちらの売上げ向上も図りたい。
- 4 車券の配当については、ミッドナイト競輪に限らず、複数の要因について変動するもの

請願に係る意見（議請第4号）

村岡委員

採択の立場で意見を述べる。

請願の主旨である「主権国家として地位協定の見直しを」は、沖縄での相次ぐ事件、事故の歴史と現状に鑑みれば、見直しの必要性は当然である。これまでも本県をはじめ、複数の都道府県議会から見直しに関する意見書が提出されているが、現在においても状況は解決されていない。本年4月にも元海兵隊員による残虐な女性暴行殺害事件が発生するなど、由々しき事態である。よって、意見書を提出する意義は大きいと考え、採択すべきである。

3 環境農林委員会における柳下礼子県議の質疑

2016年10月7日

付託議案に対する質疑（農林部関係）

Q．柳下委員

イオンぐらいの大企業であれば、リスクを伴っても自力で土地を見つけて施設を作り、水耕栽培の研究成果については、大企業の社会的責任として、県の農林部にも提供すればいい話である。附帯決議が出され埼玉次世代施設園芸拠点の予算が凍結されたため、今回補正予算案が提出されたが、本来逆であると思う。トマト農家あるいは家族経営の農家のために、何かお役に立つことはあるのかアンケートなどでつかんだ上で、県として今回の次世代技術実証・普及センターのような施設を作るのであれば大いに結構である。しかし、予算が凍結になったから、この議案をセットにして出してくるのは納得できない。もちろん、このようなセンターを作って、トマト農家に技術を普及させて、安くておいしいトマトが普及するのは大いに歓迎であるが、このような予算の出し方について、どう考えるか。

A．農林部長

ただ今、厳しい質問を頂いた。国が予算要求し、拠点を全国に数か所作るようになった際、施設園芸で第一人者として走ってきた埼玉県としては、まずは手を挙げたいという気持ちがあった。今考えれば、農家に話を聴いてから手を挙げるのが筋かもしれないが、予算スケジュールの制約上、手を挙げざるを得なかった。その後、厳しい御意見を県議会から頂戴した。順番は逆になってしまったかもしれないが、農家から意見を聴いて、土耕栽培の研究をしてほしいという意見もあり、今回の提案となった。こうした流れの中で現在まできている。国に対し手

を挙げてしまったという点については批判があると思うが、最終的には埼玉施設園芸の発展のためにこの予算を使い、網羅的に研究していきたい。何とぞ御理解をよろしくお願いしたい。

付託議案に対する討論

柳下委員

第92号議案、一般会計補正予算（第2号）について反対する。当該予算には次世代技術実証・普及センター整備事業費に係る継続事業第1年次支出額として、6,238万円が計上されている。この予算そのものについては、地元トマト農家などにとって役に立てられればと考えれば反対ではない。しかし、この予算は、2月定例会で埼玉スマートアグリ推進事業費が計上され、埼玉県農業技術研究センター内の4ヘクタールもの事業用地を県が10億9千万円を計上して整備し、イオン系の大企業に固定資産税額相当額で貸し出すというものであった。我が党は、このような県民の財産である県有地を格安で特定企業に提供し、支援する事業は、認められないと反対した。この予算が執行停止となり、イオンに対してこの補助金支出を行えるようにと県が今回の予算を計上してきた。今、埼玉県のトマト農家は、ほとんどが土耕栽培であるが、おいしいトマトづくりのために生産者は、大変苦労されている。こうした家族経営で頑張っている農家こそ最優先で支援すべきである。イオン支援の予算の凍結解除のために、埼玉の農業を支えてきた農家にもメリットがあると言われている実証・普及センターをイオンの拠点の隣に設置するなどというのは、本末転倒である。以上の理由によって反対する。

所管事務に関する質問（本県林業関連団体に対する会計検査院の指摘について）

Q．柳下委員

- 1 林業関係で国の会計検査院から不当とされた案件が過去5年間で3件あると思うが、概要について伺う。また、指摘件数がとても多いのではないかと思うが、農林部としての見解を伺う。
- 2 平成27年度に不当とされた補助金受給について、私に電話で情報提供があった。内容としては、昨年11月30日から行われた会計検査院の調査で、「西川広域森林組合」、「埼玉県中央部森林組合」、「彩の森とき川」という林業協同組合で不正受給が発覚し、時効消滅していない過去5年分に遡って調査が継続している。今回の検査で極めて悪質だったのは、「彩の森とき川」という林業組合での不正受給で、金の流れが全く不透明で、かつ、関係書類は全てが偽造されていたと発覚したために、会計検査院の指示で専門家を入れた第三者委員会が設置され、更なる調査が進められているというものである。そこで、平成27年度の会計検査院の調査の結果をできる限り早急に御報告いただきたい。
- 3 国庫補助にこれだけ不正があったということは、関連団体それぞれが県の補助でも不正を行っている可能性が高いと思うので、県としても監査・調査すべきと考えるがどうか。

A．森づくり課長

- 1 3件の概要であるが、1件目は県事業で、平成23年度に受検した県の治山工事である。平成22年度に施工した治山事業のうちの護岸工事について、設置すべき資材が設置されていなかったと指摘されたものである。そのほか2件は、県の予算を通らないものである。2件目は平成23年度に受検した「分収林施

業転換促進事業」で、「美しい森林推進協議会」が平成20年度から平成22年度まで実施したものである。補助対象となる人件費の出役日数の集計方法について、協議会と会計検査院で解釈の違いがあるなどで、一部が不当と指摘されたものである。3件目は、県内の事業体が平成21年度から平成23年度に実施した「緑の雇用現場技能者育成対策事業」で研修費用として受けた助成金が、区分経理されていなかったり、日報の確認ができないものについて一部不当との指摘を受けたものである。

- 2 平成27年11月30日からの会計検査の結果についてであるが、現在会計検査院が調査中であるので、内容はお答えできないが、結果が出次第報告する。
- 3 県を通る補助事業については、適正に確認調査を行っている。また、補助事業を適正に行うように検査体制等の仕組みを強化しているところである。それ以外についても、指導機関として事業体をしっかり指導していきたい。

A．農林部長

- 1 農林部の見解ということであるが、税金を不当・不正に使うことには厳正に対処していく。県内で不適正な事例があった場合、情報共有するとともに、全国での事例も勉強して指導や検査を行い、要領などの改正を行うなど適切に対応していきたい。

Q．柳下委員

- 2 会計検査院からは、平成23年度は埼玉県農林公社の「美しい森林推進協議会」が3,000万円、平成24年度は「スマイル企画」が800万円と2年連続で不正を指摘され、国に補助金を返還している。県も予防のため

に調査・監査すべきではないか。

- 2 平成27年度の結果はいつ分かるのか。結果が出たら公表してほしい。

A．農林部長

- 1 県の監査も行っているが、このような事態が起こったので、より丁寧に監査を行っていききたい。
- 2 結果については、会計検査院から公表されるので、公表されたら報告する。

Q．柳下委員

県の検査をしているというが、検査の結果は、何の問題もなかったのか。

A．森づくり課長

林業事業体が指摘を受けた2件については、県を通っていない。林野庁から直接、あるいは、林野庁から補助を受けた団体が直接林業事業体に交付した補助金であるので、この2件については、県は監査等をしていない。しかし、県は指導機関であるため、こういった事態が起きたことを踏まえて、しっかりと指導していききたい。

Q．柳下委員

- 1 国の補助金が問題になったのだから、県の補助金についても監査をすべきではないかという質問への答弁がないが、どうか。
- 2 「彩の森とき川」の関係者から私が聞いた話だが、「寄居林業事務所の担当部長と担当者が会計検査の数週間前に来て、このままでは会計検査を通らないので書類を修正するように指示を受けた。言われたとおりにした結果、不正受給として会計検査院から指摘された」と言っている。また、かなり裏金ができいてい

るという話も聞いた。こういう問題については、監査を行い、事実かどうかを明らかにするべきであると考えているがどうか。

A．森づくり課長

- 1 県単独の補助に関してもこうした事態を踏まえしっかりと監査をしていく。
- 2 寄居林業事務所についての話は把握していない。

所管事務に関する質問（埼玉農業の体力強化策について）

Q．柳下委員

先ほどの農林部長の答弁の中で「TPPの影響」という発言があったが、TPPは国会でまだ批准されていない。アメリカ大統領選の候補者も反対しているし、国内にも反対している人もいる。誤解を招くので、ここは取り下げてもらいたい。

A．農林部長

私が発言した気持ちをお伝えすると、農林部としてはそのような厳しい事態になったときにおいても、埼玉農業をしっかりと支えていかなければいけないという気持ちがある。いろいろな可能性の中の一つとしてTPPと例示したものであり、TPPの発効が前提となった発言ではないので御理解いただきたい。

所管事務に関する質問（狭山丘陵の保全と墓地開発計画について）

Q．柳下委員

狭山丘陵には、すばらしい自然環境があるが、そこに宗教法人による墓地開発計画が持ち上がり、今年4月に県に届け出を行った。地盤調査の結果から、斜面全体への擁壁設置などの大幅な計画変更を準備していると聞いているが、地震やゲリラ豪雨による土砂崩落の可能性の増大、湧水の水質劣化、「いきものふれあいの里」のスポット3の水生生物等への影響などが懸念される。トトロのふるさと基金では、公有地化のための募金を3,500万円集めており、墓地開発の禁止命令を含めた要望を知事宛てに出している。この問題に対し、どのように情報を把握し、地元所沢市や関係団体と連携してどのような対応をしているのか。

A．みどり自然課長

県立自然公園条例に基づき、内容を検討して届け出を受理している。所沢市とは、情報交換を行っており、擁壁の大規模な変更の可能性はあることは承知している。市民からの相談については、お話を伺い、情報を把握しながら、所沢市の状況を見守っている。

Q．柳下委員

市民からは、具体的にどのような相談に乗っているのか。また、要望書にも書かれているとおり、斜面災害の専門家である京都大学の教授が、震度5強で斜面崩壊を起こす危険性があると指摘している。また、擁壁変更は斜面全体を覆う大規模な改変と聞いているが、このような情報をどのように把握しているか。

A．みどり自然課長

事業者の行った地盤調査の結果、擁壁の再設計を行っていると聞いているが、結果についての情報はまだ把握していない。

Q．柳下委員

擁壁の再設計を行っているということは、地盤が悪いということだと思う。工事の終了は平成29年6月になると聞いたが、実際にはどうか。

A．みどり自然課長

今後、所沢市で、都市計画法及び市まちづくり条例に基づく審査を行うこととなり、これらの手続き終了後に、市墓地等経営許可条例の手続きを経て、墓地造成が完了することとなると聞いている。

Q．柳下委員

この県立自然公園では、これまでも県と所沢市で協力してきた。この墓地開発の問題について、反対する会やトトロのふるさと基金だけでなく、所沢市も何とか反対したいという立場に立っているが、県としては自然公園を守るためどう関わっていくのか。

A．みどり自然課長

狭山丘陵の貴重な自然を保護していくことは重要であり、所沢市と情報交換を密にして取り組んでいく。墓地開発の今後の手続きについては、都市計画法や市のまちづくり条例に基づいて所沢市が許可を行うことになっており、まずは市の意向が重要だと考えている。

4 福祉保健医療委員会における秋山文和県議の質疑

2016年10月7日

付託議案に対する質疑

(保健医療部及び病院局関係)

Q. 秋山委員

- 1 国民健康保険は県と市町村の共同運営になるとのことだが、県が税率、納付金、全体の方針案を決めることになっており、県が主導しているのではないかと感じる。主従のような関係に感じるが、どのような関係なのか。
- 2 納付金は法律に基づいて100%完納が義務付けられているが、市町村への滞納が増えて市町村の収納率が下がった場合などに、県として市町村に対して納付の猶予や減額を認めることはあるのか。また、不足分を市町村の公費で納付することが認められるのか。
- 3 標準的な収納率は、法律で被保険者数が1万人未満が94%、1万人以上5万人未満が92%、5万人以上10万人未満が90%、10万人以上が88%と決められているようだが、県内市町村でこの収納率を達成しているところはいくつあるのか。
- 4 国の指針では医療費適正化の推進は都道府県の役割とされており、医療費適正化計画と整合性のある国民健康保険運営方針を作成することが規定されている。また、第104号議案における地域医療構想との整合性もなければいけない。医療費適正化計画には、医療給付費について予測ではなく、目標が定められている。都道府県には病床機能の再編、ジェネリックの使用促進、給付の効率化など目標達成の努力が義務付けられている。様々な縛りがかけて、給付費の抑制の義務を都道府県が負うことになるのか。
- 5 市町村の国民健康保険運営協議会の扱いはどうなるか。そのまま市町村の国民健康保険

運営協議会は存続するのか。

- 6 県は国民健康保険特別会計を新設するが、市町村の国民健康保険特別会計はそのまま存続して実際の賦課徴収を行うのか。
- 7 地域医療構想案では、埼玉県では2025年までに4,187床の増床が見込まれているが、全国的にはどのようになっているのか。8月までに策定済みとなっている19都府県の増減はどのようになっているのか。
- 8 昨年、内閣官房が示した将来の病床数の見込みの数値はどのようになっているのか。
- 9 都道府県が病床転換などに応じない各医療機関に対して制裁措置を取ることが可能となったが、これを県が行使して2025年の必要病床数の充足を強行に進めていくのか。
- 10 4,187床の増床が必要となる算出根拠を伺いたい。
- 11 本県では、主に隣接する1都4県に入院患者が1日当たり1,816人の流出超過となっているが、今後高齢化が進む中で県内完結型を目指す必要があると考える。県がほかの都県に持ち掛けたという、流出超過を半分としていくとした場合で試算した数値があればお示しいただきたい。
- 12 2025年までに4,187床が必要となると1年間で相当数の病床整備が必要であるが、どのように進めていくのか。
- 13 増床に伴い、医師、看護師などの人員はどのように確保していくのか。
- 14 高度急性期は75%、急性期は78%の病床稼働率で推計をしているが、実態に即せば必要病床数は更に増えるのではないかと。また、急性期病床が6,720床のマイナスとなっているが、高齢化が進む中で急性期が減るとの予測は実情に合わないと思うので見解を伺

う。

15 在宅医療等の必要量が平成37年は平成25年の1.78倍になると推計されている。先日の一般質問の答弁では、現在訪問診療の登録医師が657人とのことだったが、極めて少ない状況である。2025年に8万2,372人分の在宅医療を提供する体制をどう確保していくのか。

16 地域医療介護総合確保基金が約90億円あり、病床の転換などで使われると思うが、ハードの整備にしか使えないのか。それとも医師確保などにも使えるのか。また、支援の方法は、交付金や補助金なのか、それとも貸付金なのか。

A. 国保医療課長

1 県は財政的役割を担うとともに、市町村に対しては、収納率向上や医療費適正化対策の強化などについて、指導的立場になる。しかし、あくまで被保険者である住民へのサービスなど国保事業に主体的に取り組むのは従来どおり市町村である。

2 予定額よりも収納不足となった場合は、新設する財政安定化基金で補充するので、市町村が予定外の繰入れを行うことはないが、市町村が独自に不足分を公費から繰り入れることは可能である。

3 委員が先ほど発言した数値は法律で設定したものではなく、国がイメージとして示した標準的な収納率である。本県では被保険者数の規模別に目標収納率を設定しているが、達成している市町村は平成27年度で27市町村である。

4 国民健康保険において、医療費適正化に実際に取り組むのは市町村である。国保制度を将来にわたり持続させていくために必要不可欠な取り組みであり、県としても責任のある

課題と認識している。

5 国民健康保険法に基づき、これまでどおり市町村の運営協議会は存続し、引き続き被保険者の保険税や保険給付の内容等について検討する。

6 市町村はこれまでどおり国民健康保険特別会計を設置して、保険税を歳入とし、県への納付金を支払うこととなる。

A. 保健医療政策課長

7 19都府県のうち今後病床数が不足としているのは千葉県、東京都、大阪府の3都府県であり、残り16は病床が過剰になっている。

8 国の昨年の試算では、47都道府県のうち先ほどの3都府県に埼玉県、神奈川県、沖縄県を加えた6都府県で病床が不足すると見込まれている。

9 国は法改正の趣旨を、地域医療構想を実現するために都道府県の役割を強化したものと説明している。県としては、地域医療構想の実現は医療機関の自主的な取り組みにより進めていくべきものと考えている。

10 必要病床数の算出方法については、現在の人口を基に平成37年の性・年齢階級別の人口を算出し、それに現在の性・年齢階級別入院受療率を乗じて平成37年の入院患者数を算出し、更にそれに病床稼働率を勘案して推計した。

11 流入を見込んだ必要病床数は5万4,210床、流出を見込まない場合は5万7,365床であり、その差は約3,200床である。流入を半分とした際の必要病床数は、この差が半減したくらいの数と推測される。

14 計算上の病床稼働率は、国のガイドライン及び省令で定められた数値で計算することとなっている。なお、埼玉県の実際の高度急性

期、急性期の稼働率は統計数値がないため算定することができない。

医療需要は全ての機能で増加するため、過剰になる病床はないと考えている。しかし、比較対象の病床機能報告では急性期を経て回復期に至った患者がそのまま入院している場合に急性期として報告されていることがあるなど、実態を正確に反映できていないためこのような推計になっている。急性期病床が過剰で減らすという意味ではない。

A．医療整備課長

- 12 病床整備については整備計画の公募を実施している。昨年度実施した公募では、配分可能病床数の約4倍の応募があった。今後こうした手法を活用して病床整備を図り、併せて医療従事者を埼玉県に誘導したい。
- 13 埼玉県総合医局機構において学生への奨学金貸与や研修医や専門医などの医師確保策を講じており、しっかり下支えしていきたい。
- 15 現在、郡市医師会ごとに在宅医療連携拠点を整備しており、657人の医師に登録していただいた。今後、医師の負担軽減を図りながら、登録する医師を増やしていきたい。また、在宅医療では訪問看護も重要と考える。訪問看護ステーションの強化などにより、人材の確保を図っていきたい。
- 16 基金は平成26年度から設置し、平成26年度については36.4億円、平成27年度については30.3億円使っている。使い道は主に、病床の機能強化や病院間の連携のために必要な事業、在宅医療のための事業及び医療従事者の確保に関する事業の3つで、ハード整備だけではない。支援の方法は各事業への補助金の交付である。

Q．秋山委員

- 1 県は被保険者数別に目標収納率を設定しており、目標収納率を達成しているのは県内27市町村とのことだが、27市町村の被保険者数の規模の内訳はどうなっているのか。
- 2 納付金の不足分は財政安定化基金で補うとのことだが、例えば50億円のところ40億円しか保険税が収納できなかった場合、次年度に残りの10億円を上乗せして納付金を決めるのか。それとも一旦納付不足となったものは、不足分として累積するのか。
- 3 地域医療介護総合確保基金は約90億円だと認識している。先ほどの答弁と金額が異なるがどうなっているのか。

A．国保医療課長

- 1 県は、4つの区分で目標収納率を設定している。被保険者数1万人未満が目標94%で13市町村が達成済み、1万人以上5万人未満が目標93%で12市町村が達成済み、5万人以上10万人未満が目標92%で2市町村が達成済み、10万人以上が目標91%で達成済みはゼロとなっている。
- 2 財政安定化基金で補充した部分については、翌年度以降3年間で基金に返還することになる。次年度に全額を上乗せして納付することはない。

A．医療整備課長

- 3 先ほどの答弁の基金の額は医療分のみの額である。介護分と合わせると約90億円である。

Q．秋山委員

- 1 循環器・呼吸器病センターでは、今回診療科を新設するが、腎臓内科と緩和ケア内科の

医師数と病床数はどうなるのか。そして今回の変更で循環器・呼吸器病センターの医師数はどう変わるのか。

- 2 心臓血管外科を心臓外科と血管外科に分けるが、その意義と目的は何か。また、医師の配置はどうなるのか。
- 3 小児医療センターに救急科と臨床検査科を新設するが、その意義と目的は何か。また、医師の配置はどうなるのか。これにより小児医療センターの医師の定数と実人員はどう変化するのか。

A．経営管理課長

- 1 循環器・呼吸器病センターの腎臓内科は医師数2名、専門の入院病床はなく、人工透析室を10床設ける。緩和ケア内科は医師数2名、24床である。新設する腎臓内科緩和ケア内科で2名ずつ医師が増える。
- 2 心臓外科は心臓弁膜症等の外科的診療を行い、血管外科は心臓以外の腹部動脈や足の大動脈などの血管の外科的な治療を行う。専門病院としてしっかり行っていることをアピールするため分ける。配置される医師数は心臓外科4名、血管外科2名となる。
- 3 診療科目を新設した目的は、救急科については小児救命救急センターの指定を受けるためである。これまでは内科を中心とした救急を受けていたが、外科も対応し24時間受け付けるようにする。臨床検査科については、救急科の新設により輸血を行わなければならない。また、北関東唯一の小児がん拠点病院であるため、血液関係のがんに対応する必要がある。こうしたことから血液の検査を精密に行わなければならないため強化する。救急科は医師を25名、臨床検査科は1名配置となる。小児医療センター全体の医師数は、定数115名であり、現員は99名である。

付託議案に対する討論

秋山委員

第94号議案に反対の立場で討論する。昨年5月、政府は市町村国保の都道府県化、入院時食事療養費の負担増、保険外治療の拡大、医療費適正化計画の強化など社会保障費削減のため、国民に痛みを押し付ける改悪を盛り込んだ医療保険制度の改正法案を成立させた。これにより平成30年度から国保制度は大きく変わる。この議案は都道府県が国保の保険者になることに伴って、埼玉県国民健康保険運営協議会を設置するというものである。

反対の理由は、第1に保険料が高すぎるという制度の構造的矛盾は国保の都道府県化によって何ら解消するものではない。第2にむしろ都道府県が国保財政の元締め、市町村の監督役となって被保険者の負担を増大させるおそれがある。第3に都道府県が医療費適正化計画の名の下に医療給付費削減の旗振り役を担って、国民県民を十分な医療提供から遠ざけるおそれが大きい。

第104号議案に反対の立場で討論する。地域医療構想は全国で20万床の病床を削減、30万人を在宅化しようとするもので、国は機械的に減らすものではないというが、病院のとうたもやむを得ないとしている。反対の理由は第1に医療給付費抑制のために全国の病床を削減するもので、患者・家族はもちろん、医療現場にも多大な負担を負わせるものである。第2に急性期が6,720床減少しているが、これはあり得ない。現場の声を聴き、病床の大幅増を求める。第3に将来5万4,210床が必要で4,187床増やす必要があるが、医師・看護師確保の政策が貧弱であり、このままでは病床数も在宅医療への対応もできない。医師確保のために県内に医学部を設置すべきである。

2016年10月11日

所管事務に関する質問（県立小児医療センターとさいたま赤十字病院の連携について）

Q．秋山委員

産科や小児科の医師が疲弊せずに続けていく秘けつは何か。

A．安藤参考人

産婦人科の医師は増えていないため、産婦人科学会が提言しているように集約化しかない。今回の両病院の連携についても、その一つと考えている。当院の産婦人科医は私を含めて11人いる。来年度の研修医のうち28人が当院を第一志望に挙げてくれた。その中には産婦人科希望者も多かったので、新病院オープン後は当院に来ることを期待している。

Q．秋山委員

県立病院には不採算部門を支える役割もある。頼ってもよいのではないか。

A．安藤参考人

周産期医療は必ずしも不採算ではない。埼玉医大総合医療センターなどもそうである。当院は昨年度900件程度の分娩を扱っているが、これを1,200件程度にしたい。これにより、周産期部門で採算を取ることも可能になると考えている。

Q．秋山委員

県立小児医療センターとは経営母体が異なるので、協議をしっかりと行う必要があると思うが、心配ないか。

A．安藤参考人

心配はあるが、経営的な手法で乗り切れると考えている。

A．内田参考人

先ほど私は、将来的に黒字にできるのではないかと発言したが、経営が厳しいのは事実である。県の補助金は経営上重要である。引き続きお願いしたい。

A．安藤参考人

当院が現病院の土地に戻った場合、県立小児医療センターとの連携は解消するのかと懸念を持たれたかもしれないがそうではない。医療の変化は速いので30年から40年後の医療がどうなっているか分からないが、その際に必要な連携の体制は当然確保する。誤解のないよう付け加えておく。

5 産業労働企業委員会における金子正江県議の質疑

2016年10月7日

付託議案に対する質疑

Q．金子委員

- 1 データ収集・分析は、これまでも同様の調査結果の蓄積があるのではないかと。これまでのものと何が違うのか。
- 2 補助対象期間中の事業の進捗状況についてどう把握して公表していくのか。
- 3 日本版DMO候補法人と市町村や市町村の観光協会との関わりはどのように考えるか。

A．観光課長

- 1 宿泊のキャパシティなどは一定の時期のものがあるが、戦略策定のために最新データが必要である。これまでの調査では国内外の観光客の本県観光に対する認知度等の調査は行っていないが、今後はインターネットなどで国内外の観光客に対し調査を行い、強み、弱みを明らかにしていく。
- 2 事業の進捗はPDCAサイクルを徹底する。日本版DMO候補法人とは、事業の進捗などを議論する場として協議会を設置する予定だが、ここでも進捗管理を行い結果を公表していく。
- 3 県内市町村との連携は県でも行う。市町村の観光主管課や観光協会のほとんどが埼玉県物産観光協会の会員となっているため、会員として深く関わることもできる。日本版DMO候補法人となってもこれを生かし連携していく。

6 公社事業対策特別委員会における金子正江県議の質疑

2016年10月12日

Q．金子委員

- 1 有料道路については、無料化してほしいとの県民の声が多くある。特に皆野寄居有料道路は普通車420円と高額である。また、新見沼大橋有料道路は私もよく使っているが、料金所手前で引き返す車もいる。無料化の見通しについて伺う。
- 2 埋蔵文化財調査事業団について、専門的な職員の人的配置はどうなっているのか。また、発掘調査事業と大規模工事の関わりについて、今後の見通しはどうなっているのか。

A．道路政策課長

- 1 有料道路は、国や民間からの借入金及び県の出資金により建設している。料金徴収期間は通常30年間であるが、償還が早期に完了すれば、30年を待たずして無料開放となる。しかし、現状は、いずれの路線も計画交通量を下回っており、早期の無料化は難しい。受益者負担の原則を変えて無料化するためには、償還金を誰かが負担しなければならない。なお、通行料金については、料金相当分の時間短縮などの便益があるものとして設定しており、皆野寄居有料道路は、道路延長も長く、便益があるため、この料金となっている。各路線の無料開放の時期については、狭山環状有料道路が平成33年、新見沼大橋有料道路が平成38年、皆野寄居有料道路が平成43年である。

A．(公財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団理事長

- 2 専門職員の配置については、発掘現場の規模や期間により柔軟に対応している。原則として、専門の調査員2名、臨時雇用の補助員

20名で調査しているが、小規模の場合は、調査員1名、補助員10名にすることもあ
る。今後の見通しについては、バブル崩壊後、しばらく事業量の少ない時期があったが、平成25年度くらいからおおむね10億円を超える事業量を確保している。今後も利根川堤防強化事業や本庄道路など国の大規模な事業が計画されており、おおむね同じくらいの水準の事業量を確保できるのではないかという見通しを持っている。

Q．金子委員

- 1 経営努力をしていることは承知しているが、県民感情を考慮し、料金を軽減する考えはあるか。
- 2 学芸員などは全体でどれくらいいるのか。また、人的な不足はないか。

A．埼玉県道路公社理事長

- 1 有料道路は受益者負担が原則である。他県で値下げの社会実験を行った過去の事例では、値下げした分を補うだけの交通量は増加しなかったということがあり、このことから値下げは難しい。

A．(公財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団理事長

- 2 学芸員とは専門職員のことだと思うが、専門職員は34名である。また、期限付き職員も配置するなど、柔軟に対応しており、不足はない。

7 経済・雇用対策特別委員会における柳下礼子県議の質疑

2016年10月12日

Q．柳下委員

- 1 先端産業創造プロジェクトを展開する中で、県内中小企業をどのように育成していくのか。また、高知県では、ものづくりの地産地消を進めているが、地産地消だけではなく、海外に輸出していく企業もある。先端産業の県内集積を進めているが、県として、将来的にどこを見据えて取り組んでいくのか。
- 2 高知県では全庁的な体制で事業を進めており、成果が出ている。県ではどのように考えているのか。
- 3 自動塗装ロボットについて1件の販売実績があり、現在海外に売り込み中とあるが、ロボットだけを輸出するのか。それとも海外進出まで考えているのか。

A．先端産業課長

- 1 このプロジェクトは、県内だけでなく全国の企業や大学等を対象としており、共同研究などにより県内中小企業が県外の大学の先端的な研究シーズ等に直接触れる貴重な機会を得られる。きっかけ作りも含めて、中小企業の技術力の全体的な底上げにつなげたい。国内での販売にとどまらず、海外への輸出をメインにしていく企業もある。事業化やマーケティングなどをしっかりサポートしていきたいと考えている。
- 2 本県でも全庁的な対応をしており、今年度からプロジェクトを専門的に進める先端産業課を新設した。また必要に応じて、例えば道路や橋りょうを検査するロボットの実証では県土整備部と、高校跡地を利用したロボットの実証フィールドでは教育局と連携しており、今後も全庁体制で先端産業分野を支援してい

きたいと考えている。

- 3 自動塗装ロボットについては、産業振興公社海外支援グループのアドバイザーが海外展開に向けて支援に当たっている。輸出相手国によってクリアすべき課題があるのでJETROなどの支援も仰ぐ予定である。現在のところは製品だけを輸出する予定で、海外に生産拠点を設けるようなことは考えていない。

Q．柳下委員

県では、県内産業の特長を生かして、どの産業をメインに何を売りにしようと考えているのか。

A．産業労働部長

埼玉県の産業を分析すると、いずれも全国的に見て平均的ではあるが、輸送機械いわゆる自動車分野が強みである。知事も発言されているが、かつては電気・電子・自動車が三種の神器であったが、自動車以外は徐々に衰退している。そこで、国の経済産業政策を県として取り組むという考えが先端産業創造プロジェクトである。特に医療イノベーションやナノカーボンは今後の成長が期待できる分野であると考えている。

Q．柳下委員

- 1 医療イノベーション分野における3D内視鏡システムについて、世界最大手の内視鏡メーカーと商談中とあるが、もう少し具体的な状況を教えていただきたい。
- 2 医療イノベーション分野において大学の医学部との連携を行っているのか。

A．先端産業課長

- 1 詳細は申し上げられないが、最新の情報として、世界的に有名な手術支援ロボットのメーカーと接続テストを行い、結果は良好だったと聞いている。埼玉県内で医療機器の製造販売業の許可を持つのは155事業者、製造業の登録をしているのが303事業者であり、ともに全国3位の規模となっている。こうした状況からも医療イノベーション分野を進める意義はあると考えている。
- 2 今年度から開始した3者連携事業では、医療機関のニーズを調査してものづくり企業とマッチングを行い、コンセプトができた段階で製販企業に提案し、売れる医療機器の開発につなげている。今年度は県立小児医療センター、獨協医科大学、東京医科歯科大学のニーズを調査しており、こうした取り組みによって医療機関との連携を図っている。

8 危機管理・大規模災害対策特別委員会における秋山文和県議の質疑

2016年10月12日

Q．秋山委員

- 1 内水被害が大部分だが、外水被害は上流で降って流れてきた雨水がいつ水するという考えでいいのか。
- 2 内水被害対策として、河川と下水道の連携が挙げられている。下水道においては、現在汚水と雨水を別々に流す分流式の下水道整備が原則となっていると思うが、下水道ではどのような対策を進めていくのか。
- 3 河川整備率が上がるにつれて、浸水被害が減っていったが、進行中の埼玉県5か年計画では整備目標63%であった。新しい5か年計画案では累計で2,000棟の浸水被害を減少となっているが、この63%という数値目標は放棄したのか。
- 4 台風9号では砂川堀があふれて富士見市の保育所で床上浸水の被害が発生した。気が付いたら周囲は水になっていたという状況で、外へ逃げることができない70人の園児が2階へ避難して、約4時間後に消防のボートで脱出したそうだ。最悪の場合は岩泉町のような可能性があったのではないか。原因はどこにあるのか、調査して改善及び対策が必要と考えるがいかがか。

A．参事兼河川砂防課長

- 1 内水と外水の区別について、内水は降った雨が河川に排水できないことで起きる浸水のこと、外水は川からあふれる又は堤防が決壊して住宅側に水が侵入してくることをいう。
- 3 目標値63%については、現在なぜ達成できないのかを分析している。排水機場の耐震化や調節池の整備等、整備率に現れない整備を重点的に進めてきたため、伸び率の鈍化を

招いたと評価している。新5か年計画では、2,000棟の被害軽減と併せて河川整備率も引き続き伸ばしていく。

A．都市計画課長

- 2 下水道事業への取り組みが早かった県南などの一部の市においては、汚水と雨水を同じ管渠で排除する合流式により下水道が整備されてきた地区があるが、現在の下水道では、汚水と雨水を別々に排除する分流式により整備が進められている。これまでの分流式下水道の整備は、汚水排除を先行して整備してきたことから雨水排水の整備が遅れており、今後内水による浸水被害対策として、放流先の河川事業と連携して雨水管等の整備を進めていく。

A．参事兼下水道事業課長

- 4 砂川堀は流域下水道の雨水幹線である。富士見市の砂川堀周辺では、台風9号により、80件から90件の浸水被害があったと市から情報提供を受けている。被害については砂川堀の流下能力や市の雨水排水施設の整備状況等複数の要因が想定されるが、県では市町と連携し、被害の要因を速やかに検証し、砂川堀及び市町の雨水排水施設の改善方策等を検討すべく、連絡調整会議を設け議論を行っている。加えて、被害の防止には、ハード対策だけでなく、ソフト対策も重要と考えており、その実現方策についても同会議にて併せて検討することとしている。

Q．秋山委員

汚水の管渠だけでなく、雨水でも管渠を整備するとなると多額の費用がかかることになるが、雨水管渠整備の実施主体、費用などについてどのように考えているのか。県は市町を支援できないのか。

A．参事兼下水道事業課長

浸水被害を軽減するためには、市町での雨水排水能力を高めることが重要である。費用を抑えながら効率的に雨水対策を進めていくためには、市町の既存の水路等の能力を適切に評価した上で、下水道として真に整備が必要な事業を絞り込むことが重要である。県としては市町のハード整備等に対する直接的な支援はできないが、効率的な下水道整備に関するノウハウを伝えるなどといった技術的支援を行っている。

Q．秋山委員

汚水の管渠だけでなく、雨水の管渠も整備するとなると多額の費用がかかる。新たに管渠を整備するより、既存の小河川や排水路などを整備する方が効果があるのではないかと。

A．参事兼下水道事業課長

下水道法では、管渠については、暗渠のみならず開水路による整備も可能である。国の指針においても、既存の水路等の能力を評価した上で、既存ストックを有効活用した雨水整備を行うべきとされており、暗渠を新たに整備せず開水路を生かして改良を行うといった手法もあり得る。このような手法など効率的な雨水対策について、市町に対し技術的な助言を行っていく。

9 人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における前原かづえ県議の質疑

2016年10月12日

Q．前原委員

- 1 中小企業若手社員海外研修支援事業について、国際業務に必要な情報の不足や人材不足といった課題に合わせた事業ということだが、埼玉県に対してどのような事業効果があるのか。また、今後どういう形で発展させたいのか考えを伺いたい。
- 2 国際教養力の伸長について、とても興味ある事業なのだが、芸術文化セミナーのそれぞれの参加状況と受けた人たちの感想をまとめているのかどうか伺いたい。また来年度はどのようなものを計画しているのか、このような事業は、誰が関わって決定されているのか伺いたい。

A．産業労働政策課主幹

- 1 当事業の効果を把握するため、平成23年度から平成26年度までの利用企業にアンケートを実施した。研修実施後、海外拠点の生産拡大、輸出入の開始などの変化については、71%が売上高・利益が増加などの変化があったと回答した。また変化があったと答えた企業の75%が、海外研修が直接・間接的に関係していると答えている。

また、今後に関しては、当事業がグローバル人材育成基金を利用して平成28年度までを事業期間としていることから、幅広く海外展開支援や経営支援を実施していく中で、引き続き、グローバル人材の育成・確保につながる取り組みを進めていくこととしたい。

A．高校教育指導課長

- 2 芸術文化セミナーは県立近代美術館との共

催事業である。参加人数だが、「対話からはじまる美術」は24名、「アトリエ訪問」は12名である。そして「企画展」は11月13日の実施予定であるが、24名を予定している。これら3つの事業は単独の事業ではなく、「骨太のリーダーを育成する高校生のための埼玉版リベラルアーツ事業」の一環である。そのため、その事業で指定している県立高校12校から推薦をいただき、生徒を募集するという形を取っている。このセミナーの基本的なコンセプトは「対話」である。学校の授業では、生徒は自由にいろいろなものについて対話するという経験が乏しい。そういった中で、自分の考えをまとめ、ほかの人に聞いてもらうことで積極的に発言する力が身に付いたという感想や、他人の考え方や価値観を聞いて自分の考え方が深まったという感想を多く受けている。

また、事業の実施方針等の決定プロセスであるが、高校教育指導課の担当者と連携先である近代美術館の担当者の方々とでいろいろな状況を勘案し、来年度以降についての詳しいメニュー等を検討しているところである。

Q．前原委員

古典セミナーについても、参加状況と受けた人たちの感想、来年度はどういった形にするのか、教えていただきたい。また、参加人数が限定されていることについて、もっと参加者枠を大きく広げ、より多くの人たちがこのような機会に触れられるシステムにならないかと考えるが、その点についてはどうか。

A．高校教育指導課長

「古典セミナー」の参加人数は44名である。このセミナーも基本的に「対話」を重視しており、参加した生徒がいくつかのグループになり、円形に机を並べ、講義ではなくそれぞれの意見をぶつけ合う、そこに大学の先生、あるいはモデレーターという進行役の方、サポートをするこの分野に詳しい方に入っただき、議論を活性化していくという仕掛けも設けている。そういった中で、いろいろな方々との意見交換を行うことで視野が広がったという感想や、教室とは違った雰囲気の中で、自分の考えを表現し、また他者の考え方や価値観を受け入れることができ、考えが深まったという感想を頂いている。また、この事業は、一般社団法人日本アスペン研究所との連携である。法人の担当の方々といろいろと課題等をぶつけ合いながら、来年度以降の内容について検討をしている。また、参加人数をもっと増やしたいところだが、「対話」を重視していることから、大勢の中では発言をする機会が少なくなってしまうこともある。また、こうした取り組みは日が浅く経験が積み上がっていないところもあるので、今後研究してより多くの生徒が参加できるように進めたいと考えている。

10 5か年計画特別委員会における秋山文和県議の質疑

2016年10月13日

付託議案に対する質疑

Q・秋山委員

日本の中で最も早いスピードで高齢化が進むということは、世界一のスピードで高齢化が進むということである。医療・介護人材や医師確保などの課題を解決し、世界一という危機を克服する見通しはあるのか。

A・計画調整課政策幹

医療や介護の担い手の確保については、本県はこれまでも精一杯の努力をしてきたところであるが、次期5か年計画では異次元の高齢化を踏まえて、人材育成・確保から職場の定着までしっかりと支援していく。具体的には施策6「介護人材の確保・定着対策の推進」、施策8「医師・看護師確保対策の推進」と、それぞれ独立した施策を設けて取り組みを進めていく。

Q・秋山委員

現行計画の指標で、24時間の定期巡回・随時対応サービスを利用できる市町村数、介護人材の育成人数など進捗評価Cの実績の指標がある。過去や現在進行中の5か年計画でもなかなか達成できない状況がある中で、これから世界一のスピードで埼玉県が高齢化を迎える。次期5か年計画では、これに特化してやるくらいのことが必要ではないか。進捗評価Cの指標をAに転換していくために、どうするのか。

A・保健医療部副部長

団塊の世代が75歳になる2025年への対応が大きな課題となるため、そのための準備を

進めていく。2025年の安心・安全な保健医療体制の確保のため、医療機能の分化や連携、地域包括ケアシステムの導入などによる地域医療体制の充実、健康寿命の延伸や生活習慣病予防対策に取り組んでいきたいと考えている。

生活の安心を確保していくためには、その基盤として医師や看護師など医療人材の確保、高齢化に対応した地域医療体制の充実など様々なことに取り組みなくてはならない。次期5か年計画では、5年後の姿や2025年の状況を具体的に念頭におきながら対応を考えていくことが必要である。個別計画でも、来年度予定している第7次保健医療計画の策定作業において、将来の医療需要を踏まえた医療資源の充実や環境整備に努めていきたい。

11 議会運営委員会における村岡正嗣県議の質疑

2016年10月14日

委員長

請願に対する討論についてだが、今定例会の請願について、各委員会の審査結果を踏まえ、討論を行いたい旨の申し出があった請願は、お手元の資料1のとおりである。特に討論を必要とするか、御意見を願います。

村岡委員

議請第5号についてだが、委員会では不採択であった。私たちはこの委員会に委員がおらず、紹介議員としても意見を述べる機会はなかった。それ以上に、この件については4,600億円に増額となった2004年時に、本県議会は全会一致で、これ以上の建設費の増額は認めない主旨の決議を行っていることに照らしても、この請願の内容は県民に極めて密接に関わるものである。是非、本会議で県民に対して意見を主張する場を設けていただきたいということで希望する。

小島委員

毎定例会申し上げているが、請願に対する討論は原則行わないことを申し合わせている。

今回の討論の希望が出ている請願については、特に討論を必要とするとは考えない。常任委員会で審査されていた状況を鑑みても、この請願は議案の方で討論をすれば目的は達成できると思うので、本会議での請願に対する討論は必要ないと、今回も申し上げておく。

委員長

それでは、討論を行うべきとの意見もあったが、行う必要はないという意見が多数であるの

で、討論は行わないことでよいか。

<了承>

菅委員

請願に対する討論の件ではないが、請願に関する件であるので、ここで3点確認したい。

1点目は、過日、企画財政委員会で、請願者の委員会における発言が認められなかった件についてである。議事録をひもとくと、請願者の委員会における発言については昨年の臨時会で決められたことであるが、その際、委員長の権限が明確でないことと、どういう形で手続きをするかが明確に決められないまま、決定された。そのときに「議会運用規程」なるものの発言があったが、この議会運用規程とは何を意味しているのか。それで採決がされているので、その整理をしていただきたい。

2点目は、企画財政委員会では委員長の判断理由の説明が十分なされなかった件についてである。委員長の判断した内容について、本来、説明がなされるべきだと思うが、当該委員会では、それは議運で議論すべきだということで打ち切られている。本来であれば企画財政委員会で説明がなされるべきである。

3点目は、とても重要なことで、ある意味ルール違反を我々議会がやっちゃっている話になる。発言を希望する請願者に対して、その可否を委員長が判断するわけだが、委員会に対して請願が付託されていない段階で、見切りで、この日に来てほしい旨の連絡をしている。議長に請願が出されていて、まだ委員会付託していない段階で委員長がそういう判断をするのはある意味ルール違反である。そうするならば、本来、請願の付託を先にすべきであると思ってい

る。これは手続き上、明らかに委員長の権限違反になる話である。その辺の整理をしていただきたい。

田村委員

請願者に委員会における発言の機会を付与することができるように決定した際、私が議運委員長であった。

まず、3点目から確認させてもらおうと、請願が委員会に付託されてから委員長が判断している。そこは間違えないでいただきたい。事務局が、請願者が発言を希望するか否かを確認し、希望があった場合には、委員会で発言できる可能性もある旨の通知を送っているだけである。今回の場合、委員会に請願が付託された後、委員長が判断している。

次に、今回は八ッ場ダムに関する議案を先に審議し、八ッ場ダムに関する請願はみなし採決となった。請願者が発言する機会はまずなかったということを十分認識いただきたい。

なお、この取り扱いを決定したときの趣旨は、県政に関する請願のうち内容を確認すべきものがあつたときに、請願者の発言を求められるようにしておこうというものであつた。そういう場合に、請願者にお越しいただき、御意見を伺おうという意味であるので、間違えないでいただきたい。

菅委員

みなし採決の手続き前に、請願者に発言の機会が設けられる可能性もあるということを、委員長が判断するというのは、付託を受けていないので、厳格に言えば違反であると私は認識している。また、そのルールの中身自体が、請願者の発言の機会を保護するために、早めに請

願者に連絡することを求めているのだと認識している。しかし、それはあくまで議会側の勝手な都合であつて、そういう手続きをするならば、やはり請願を先に付託すべき筋の問題だと考える。

田村委員

議会運営の認識が全くなされていないのが問題点である。

請願が提出されて、委員会に付託されるのが一般質問最終日である。その前に、事務局が請願を受けた段階で、委員会での発言を希望するか否かを確認する。どの委員会になるなどとは言っていない。確認を取った上で、委員会で発言の機会が付与される可能性があるという旨の手紙を送っているだけである。委員会における請願者の発言の可否は、委員会に付託された後、委員長が判断している。全く問題ないと思う。

委員長

整理させていただく。委員会における請願者の発言の機会の付与については、昨年度決定されたとおりに運用していくことでよいか。

村岡委員

菅委員の意見も大事なことだと思うし、田村委員の発言も聞いた。委員長が決めることが前提となっているが、付託をされてから委員長が判断し、発言の許可・不許可を請願者に連絡するという時間的なことも考慮すると、改善すべき点があると私は考える。是非、12月定例会までに、何らかの形で、改善すべき点は改善するよう、委員長として検討してほしい。

委員長

委員長今申し上げたように、委員会における
請願者の発言の機会の付与については、昨年度
決定されたとおりに運用していくことでよいか。

<了承>

12 知事提出議案に対する反対討論

2016年10月14日

日本共産党の秋山文和です。党議員団を代表して、知事提出議案、第92号議案「平成28年度埼玉県一般会計補正予算」、第94号議案「執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例」、第100号議案「財産の取得について(自治体情報セキュリティクラウド関係機器一式)」、第101号議案「財産の取得について(自走式照明設備一式)」、第104号議案「埼玉県地域保健医療計画の変更について」、第105号議案「ハツ場ダムの建設に関する基本計画の変更に係る意見について」に対する反対討論を行います。

まず、第92号議案については、トマトの水耕栽培と土耕栽培の栽培技術を実証し、県内農家に普及する「次世代技術実証・普及センター(仮称)」を埼玉次世代施設園芸拠点の隣に整備するために、総額1億4,433万円余りの補正予算が計上されています。埼玉次世代施設園芸拠点の整備は、約10億円もの予算をかけて埼玉県農林総合センター内の5ヘクタールの事業用地を整備し、イオン系の大手企業に年額136万円あまりで貸し出すものです。わが党議員団は、県民の財産で特定の企業のみを支援する事業は認められないと反対しました。県内トマト農家の9割にあたる土耕栽培への技術支援の充実は当然ですが、特定企業のみを支援する整備事業を前提とした本予算には賛成できません。

第94号議案は、都道府県が国民健康保険の「保険者」となるのに伴い、「埼玉県国民健康保険運営協議会」を設置するというものです。国保の都道府県化は、低所得者が多く加入する医療保険でありながら、保険料が高すぎるという制度上の構造的矛盾を何ら解消するものではないこと。むしろ都道府県が国保財政の元締め、市町村の監督役となって、被保険者に一層保険

料負担を増大させる恐れがあること。さらには、都道府県が医療費適正化計画の名のもとに、医療給付費削減の旗振り役を担い、国民、県民を十分な医療の提供から遠ざけてしまう恐れが大きいものです。このような国保の都道府県化を前提とする本議案は、認められません。

第100号議案は、マイナンバー制度の運用を前提に、高度な情報セキュリティ対策のための機器一式を購入するものです。マイナンバー制度については、原則不変の番号で個人情報を照合できる仕組みは、プライバシー侵害などを常態化させること。初期投資だけで3千億円の巨大プロジェクトにもかかわらず、具体的なメリットも費用対効果も示されないこと。税や社会保障分野での徴税強化や社会保障給付削減の手段にされることから、我が党は導入に強く反対しました。マイナンバー制度の運用にいったん踏み出せば、様々なサイバー攻撃に備えるために、セキュリティ対策費が雪だるま式に増えることは明らかです。このようなマイナンバー制度の推進を前提とした本議案は認められません。

第101号議案は、ミッドナイト競輪を行うために照明設備を購入するものです。ミッドナイト競輪では、選手は誰一人観客のいない中、夜11時半まで走り、車券購入はネットなどによって行われます。県民の射幸心を更にあおり、収益増のためだけに2億円もかけてギャンブル化を助長するミッドナイト競輪には賛成できません。

第104号議案について、県の地域医療構想では、2025年の急性期の病床数が2万4,674から1万7,954に6,720減少していますが、日本一のスピードで高齢化が進むといわれる埼玉で、これはあり得ないことです。ここは、現場の声を十分聴いて大幅に増加すべ

きです。このままでは、地域医療構想調整会議の協議や基金の活用によって急性期病床が大幅に削減されかねず、救急患者の行き場がなくなる恐れがあります。よって、賛成できません。

国の試算では、2025年には全国で現状より20万の病床を削減し、30万人を在宅化する方針が示されました。給付費削減のために、医療現場に多大な負担と苦難を背負わせ、医療難民、介護難民を大量に生み出すことは許されません。

第105号議案は、約4,600億円の八ツ場ダムの事業費を720億円増の約5,320億円へと基本計画を変更することに同意するものです。埼玉県では、約88億円の新たな負担増となります。2004年に事業費が約2,110億円から約4,600億円に引き上げられたとき、埼玉県議会は、「これ以上の建設工事費を増額しないこと」などを内容とした決議を全会一致で議決しました。上田知事も、このときの増額について「4,600億円に不当に値上がりしたという考えをもっている。国土交通省においても、この4,600億円を引き下げる努力をするという約束をしているので、その枠内で納める仕組みだと理解している」との認識を示しました。今回の増額は、まさに国の約束違反であり、到底同意できるものではありません。

我が党議員団は、ダム建設予定地の吾妻渓谷は地すべり地帯であり、岩盤が脆弱なため、建設費の更なる増額の可能性を指摘してきましたが、まさにその通りとなりました。今後の試験湛水などで新たな問題が発生すれば、事業費が更に膨らみ、県民負担が一層増えるおそれがあります。八ツ場ダムが稼働する2020年度以降には、県営水道事業では、減価償却費や維持管理費として毎年24億円の新たな支払いが生じ、収支の赤字見通しから、県水道料金の値上げの可能性もあります。八ツ場ダム建設によるさらなる負担増は県民の理解を到底得られるも

のではありません。

以上で、反対討論を終わります。

13 議案及び請願に対する各会派の態度

知事提出議案に対する各会派の態度

賛成 × 反対

議案番号	件名	各会派の態度							採決結果
		共産党	自民党	民進・無所属	県民	公明党	改革	無所属金子(勝)	
第92号議案	平成28年度埼玉県一般会計補正予算(第2号)	×	○	×	×	○	○	○	原案可決
第93号議案	平成28年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第94号議案	執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	○	原案可決
第95号議案	埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第96号議案	埼玉県特別県営住宅条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第97号議案	埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第98号議案	埼玉県警察本部組織条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第99号議案	工事請負契約の締結について	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第100号議案	財産の取得について	×	○	○	○	○	○	○	原案可決
第101号議案	財産の取得について	×	○	○	○	○	○	○	原案可決
第102号議案	財産の取得について	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第103号議案	訴えの提起について	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第104号議案	埼玉県地域保健医療計画の変更について	×	○	○	○	○	○	○	原案可決
第105号議案	八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更に係る意見について	×	○	○	○	○	○	○	原案可決
第106号議案	平成27年度埼玉県の一般会計及び特別会計決算の認定について								継続審査
第107号議案	平成27年度埼玉県公営企業会計決算の認定について								継続審査
第108号議案	平成28年度埼玉県一般会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第109号議案	平成28年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第110号議案	埼玉県5か年計画の策定について	○	○	○	○	○	○	○	継続審査
第111号議案	埼玉県土地利用審査会委員の任命について	○	○	○	○	○	○	○	同意
第112号議案	埼玉県土地利用審査会委員の任命について	○	○	○	○	○	○	○	同意
第113号議案	埼玉県土地利用審査会委員の任命について	○	○	○	○	○	○	○	同意
第114号議案	埼玉県土地利用審査会委員の任命について	○	○	○	○	○	○	○	同意
第115号議案	埼玉県土地利用審査会委員の任命について	○	○	○	○	○	○	○	同意
第116号議案	埼玉県土地利用審査会委員の任命について	○	○	○	○	○	○	○	同意
第117号議案	埼玉県土地利用審査会委員の任命について	○	○	○	○	○	○	○	同意

注) 1 各会派議員の議案に係る賛否については、採決を行う本会議に先立って開かれる議会運営委員会で確認しています。この表は、議会運営委員会で確認した内容を議案ごとに示したものです。

議員提出議案（意見書・決議）に対する各会派の態度

賛成 × 反対

議案番号	件名	各会派の態度							採決結果
		共産党	自民党	民主・無所属	県民	公明党	改革	無所属金子（勝）	
議第18号議案	哀悼決議	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第19号議案	議員派遣について	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第20号議案	北朝鮮による5度目の核実験及び弾道ミサイル発射に断固抗議し、更なる制裁強化の徹底を求める決議	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第21号議案	中国公船による尖閣諸島周辺の領海侵犯事件続発等に関する抗議決議	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第22号議案	北朝鮮による日本人拉致問題の早急な解決を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第23号議案	不動産登記法第14条第1項に基づく登記所備付け地図の早期集中的な作成に関する意見書	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第24号議案	精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引の適用を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第25号議案	在留邦人、在外日本企業等の安全確保に関する取組強化を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第26号議案	中小企業のIT化及び海外展開への支援を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第27号議案	骨髄移植ドナーに対する支援の充実を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第28号議案	食品ロス削減に向けての取組を進める意見書	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第29号議案	「同一労働同一賃金」の実現を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第30号議案	埼玉農業の「体力強化」を求める決議	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第31号議案	議員派遣について	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第32号議案	議員派遣について	○	○	○	○	○	○	○	原案可決

注) 1 各会派議員の議案に係る賛否については、採決を行う本会議に先立って開かれる議会運営委員会で確認しています。この表は、議会運営委員会で確認した内容を議案ごとに示したものです。

14 日本共産党県議団が提出した意見書・決議（案）

ＴＰＰの国会承認手続きの中止を求める意見書（案）

政府は環太平洋連携協定（ＴＰＰ）の発効にむけ、臨時国会でＴＰＰ承認案の早期成立をめざしている。

今年２月に締結された１２カ国間のＴＰＰ合意は、日本の農産物の８割以上、重要５品目でも３割近くの項目で関税を撤廃、関税が残った品目も大幅引き下げや輸入枠の拡大など、日本農業に重大な影響を及ぼすものである。農産物の重要５品目は関税撤廃の例外にするようもとめた国会決議に反し、到底認められない。

ＴＰＰ合意後も、政府は交渉過程について、「黒塗り」の資料しか示さず、都合のよい試算で農業への影響は小さいと説明してきた。ところが、輸入米（売買同時入札米）が公表価格より安く販売されていた疑惑が発覚したことで、輸入米の国内販売価格は国産米と同水準だから米への影響はないとする政府の試算の前提が成り立たなくなつた。ＴＰＰ承認案を審議する前提が崩れたことは明らかである。

そのうえ、ＴＰＰ発効に不可欠なアメリカの批准手続きも遅れ、次期大統領候補の民主党のクリントン氏も共和党のトランプ氏もＴＰＰ反対を訴えるなど、アメリカが批准するかどうかは極めて不透明な状況となっている。このようななか、日本が率先してＴＰＰの批准手続きを進める理由はない。政府はＴＰＰを強行するのではなく、食料主権と経済主権を尊重した互惠・平等の貿易・投資のルールづくりに取り組むことこそ重要である。

よって、国においては、ＴＰＰの国会承認手続きを直ちに中止するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ハッ場ダム建設を中止し、追加負担の撤回を求める意見書（案）

国土交通省は8月、ハッ場ダムの事業費について720億円増額し、5,320億円にする計画変更を発表した。今回の計画変更で、埼玉県は国から88億円もの事業負担の増額を求められ、総負担額は658億円にものぼっている。

1986年に公表された当初の基本計画では、事業費の総額が約2,110億円とされていたが、その後、計画変更が繰り返され、2004年には事業費が約4,600億円にまで引き上げられた。埼玉県議会も同年2月定例会で「これ以上の建設工事費を増額しないこと」などを内容とした決議を全会一致で議決した。2009年にダム事業がいったん中止されたにもかかわらず、国は2015年から本体工事を開始し、今回の事態を招いたことは極めて重大である。

そもそもハッ場ダムについては、県水の年間供給量が下がり続け利水上必要がないこと、基準点での水位の低減はわずかであり治水効果も不十分であることなどから、建設の必要性はないといわざるをえない。

本体工事が進む吾妻渓谷は、火山堆積物の影響などによる地すべり地帯であり、岩盤が脆弱なことは、以前から繰り返し指摘されてきた。今後の湛水試験などで新たな問題が発生すれば、事業費がさらに膨らむ恐れがあり、これ以上の県民負担は到底認められない。

よって国においては、ハッ場ダム建設を直ちに中止し、追加負担を撤回するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

医療・介護分野の負担増計画の撤回を求める意見書（案）

政府は、社会保障の基本方針に「自立・自助」を据え、医療・介護分野での負担増と給付抑制をすすめてきた。この4年間で削った社会保障の「自然増」は総額1兆3,200億円、年平均3,300億円にものぼり、かつてない異常な事態となっている。

医療では、70歳～74歳の窓口負担2割化や入院給食費の負担増などを実施し、介護では、要支援者のヘルパーサービスの保険給付を外し、特別養護老人ホーム入所を「要介護3」以上に限定するなど、保険給付の削減を連続して推し進めてきた。

7月の参院選後、厚生労働省はさらなる社会保障の改悪の議論を推し進めようとしている。医療では、一般病床への居住費導入、75歳以上の窓口負担2割化、かかりつけ医以外の定額負担など新たな負担増を導入する。さらに、都道府県に「地域医療構想」や医療費の「適正化計画」を策定させ、病床削減などで医療費の抑制を図る。また、介護では、「要介護1・2」の生活援助の保険給付外し、福祉用具の自己負担化などの計画をすすめている。

「社会保障のため」といって消費税増税を強行しながら、医療・介護分野で負担増・給付減をすすめる。まさに「国家的詐欺」に等しいやり方といわざるをえない。「医療難民」「介護難民」をいっそう増やし、国民の命を脅かすこれ以上の社会保障の大改悪は到底認められない。憲法25条が定める生存権保障にふさわしい医療・介護制度の実現にむけ、社会保障の削減政策は直ちに転換すべきである。

よって、国においては、医療・介護分野の負担増計画を撤回するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

台風9号の災害復旧と被災者の生活再建に万全の措置を求める決議（案）

8月22日の台風9号による集中豪雨により、県内各地の河川が氾濫し、451棟の床上浸水、1376棟の床下浸水など甚大な被害が発生した。床上浸水は、入間市で169棟、所沢市で116棟、狭山市で56棟にのぼるなど、県西南部地域に集中している。

今回の水害では、入間市や所沢市をはじめ、護岸が崩れ、川沿いの住宅が倒壊寸前となり、避難生活を余儀なくされる住民がうまれた。また、地下河川をつくった東川があふれだし、水害対策が行われていた地域でも浸水被害が広がるなどかつてない事態となった。さらに、床上浸水となった保育所では、床の全面改修が必要となり、日々の保育に重大な支障が生じている。各地の浸水被害は被災者にとってはいずれも深刻であり、早期の再建を図るには公的支援が不可欠である。

よって、県は河川の緊急整備など災害復旧を図るとともに、被災者の生活再建のために万全の措置をとるよう強く求める。

以上、決議する。

15 声明・談話

記者発表

2016年10月14日
 日本共産党埼玉県議会議員団
 団長 柳下 礼子

9月定例会を振り返って

一、9月定例会は、10月14日、平成28年度一般会計補正予算など26件の知事提出議案、意見書・決議など12件の議員提出議案を可決・同意して終了しました。

ハッ場ダム事業費増、急性期病床削減につながる議案は問題

一、党県議団は、知事提出議案20件に賛成、6件に反対し、議員提出議案すべてに賛成しました。賛成議案の中には台風9号による災害復旧費や、県営シラコバト団地に住む東日本大震災被災者の居住継続を認める議案のように、党県議団の要求が実現した議案もありました。

また、群馬県長野原町に建設中のハッ場ダムの総事業費を4600億円から720億円増の約5,320億円へと基本計画を変更する議案については不同意としました。埼玉県としては、約88億円の新たな負担増となります。2004年に事業費が約2,110億円から約4,600億円に引き上げられたとき、埼玉県議会は「これ以上の建設工事費を増額しないこと」などを内容とした決議を全会一致で議決しました。上田知事もこのときの増額について「4,600億円に不当に値上がりしたという考えをもっている。国土交通省においてもこの4,600億円を引き下げる努力をするという約束をしているので、その枠内で納める仕組みだと理解している」との認識を示しました。今回の増額は、まさに国の約束違反と言わざるを得ません。

埼玉県地域保健医療計画の変更について、県は、2025年の県内医療機関の高度急性期と急性期の必要病床数が6,720床過剰となると明記しました。日本一のスピードで高齢化が進むといわれる埼玉でこれはありえません。現在でも、救急車が病院から36回も受け入れを拒否された事例などが発生しているように、現場からは大幅に増床を求める声ばかりです。このままでは地域医療構想調整会議の協議や基金の活用によって急性期病床が大幅に削減されかねず、大量の医療難民が生まれる可能性があります。同議案は認められません。

特定の企業（イオン）への支援は認められない

一、埼玉次世代施設園芸拠点の整備について、今年2月定例会において「県内園芸生産者の技術の向上、生産力の強化のため、県が責任を持って実証・普及を一元的に行う体制が整ったと認められるまで」予算執行停止を求める付帯決議が議決されていきました。今定例会には、この付帯決議を受けトマトの水耕栽培と土耕栽培の栽培技術を実証し、県内農家に普及する「次世代技術実証・普及センター（仮称）」の整備予算1億4433万円あまりが計上されました。自民党はじめ各会派が賛成

をしましたが、党県議団は、そもそも次世代施設園芸拠点事業が県民の財産で特定の企業のみを支援し、県内トマト農家の経営を圧迫するものとして、この事業推進を前提とする次世代技術実証・普及センターの整備に反対しました。

これにかかわって、「埼玉農業の『体力強化』を求める決議」が環境・農林委員会から提出され、全会一致で議決されました。埼玉農業の振興のため、県が関係する予算の確保と人員の充実に努めよう求めた同決議の趣旨は、党県議団がかねてより主張してきたものです。イオンなど一部の企業への支援ではなく、家族経営農家をふくめたすべての農家を支援すること、そのための職員体制の整備を強く求めるものです。

請願説明の希望者への通知は適正な時期に

一、請願「ハッ場ダムの追加費用負担は認めないことを求める」について、提出者が委員会説明を希望し、委員会の数日前に文書で説明を「許可する見込み」という文書が提出者に送付されていたにも関わらず、前日に電話一本で不許可が連絡されました。提出者にも都合があるため、直前に出欠席を通知するような制度は問題です。議会運営委員会でも、この問題が指摘されましたが、自民党委員によって「原則、説明は認めない」として「従来通りの運営とする」と却下されました。同請願は、党県議団をのぞく会派によって不採択とされました。

4 会派が共同で、議会改革特別委員会設置の申し入れ

一、定例会散会后、党県議団は、民進党・無所属の会、無所属県民会議、無所属改革の会とともに、総合的に議会改革に取り組むための特別委員会設置を、議長に申し入れました。

一、平成27年度埼玉県的一般会計及び特別会計決算と公営企業会計決算の認定については、継続審査となり、特別委員会において、閉会中審査が行われることになりました。金子正江県議が委員となりました。追加提出された議案「埼玉県5か年計画の策定」についても特別委員会が行われ、継続審査がまりました。閉会中に審査が行われ、秋山文和県議が委員として審議に参加します。

以上

16 要望・申し入れ

埼玉県知事 上田清司様

2016年8月24日

日本共産党埼玉県議会議員団

団 長 柳下 礼子

台風9号による豪雨災害に関する緊急申し入れ

22日の台風9号の集中豪雨により、県西部地域を中心に各地で多数の道路冠水、床上・床下浸水が発生しました。とりわけ入間市の霞川や不老川、所沢市の東川などが氾濫した県西南部の被害はかつてなく深刻です。

党県議団は翌23日、国会議員や地元市議とともに現地入りし、被災者から直接話を聞きながら被害の実態を調査しました。霞川や不老川をはじめ氾濫した河川では、護岸が崩れ、川沿いの住宅が傾くなど甚大な被害がありました。とりわけ所沢市の荒幡地区では、柳瀬川があふれだし、川沿いの住宅が倒壊寸前となり、11軒の住民が避難を余儀なくされました。避難の長期化も予想されています。同市の東川では、地下河川の工事が完了したにもかかわらず水があふれ、周辺住民からは「排水処理がうまく機能しなかったのではないか」との声が寄せられています。これらの実態や要望は、関係の県土整備事務所にただちに伝えたところです。

現在も懸命の復旧対応などが続けられているところですが、昨日の雷雨や今後の雨によって被害拡大のおそれがあります。そこで、今後の対策について以下の通り緊急に申し入れます。

記

- 一、浸水被害や農業・営業被害など全体の被害状況をすみやかに把握し、被災自治体と連携して被災者支援に万全の措置をとること。長期化する避難者については生活が再建されるまで支援を尽くすこと
- 一、災害救助法の適用申請を積極的に検討すること。国の被災者生活再建支援制度並びに埼玉県・市町村被災者安心支援制度の活用を早急に進めること
- 一、被災自治体の災害対応を丁寧に把握するとともに、自治体からの要望については全力で応えること
- 一、今後の台風再来に備え、県管理河川の護岸などを総点検し、浸水被害が拡大しないよう緊急対策をおこなうこと。
- 一、治水対策を進めてきた河川の氾濫については、原因究明と対策を早急に明らかにすること。とりわけ、東川については周辺住民へ説明会を開くこと
- 一、氾濫した河川について、護岸のかさ上げや排水機場の増設などの河川整備を早急に進めること。
- 一、想定降雨量の見直しなど治水対策の再検証をおこなうこと。ゲリラ豪雨などにより浸水被害が頻発する地域については、効果ある対策を再検討し、特別対策を早急を実施すること

以上

埼玉県知事 上田清司様

2016年9月15日

日本共産党埼玉県委員会

委員長 荻原初男

日本共産党埼玉県議会議員団

団長 柳下礼子

埼玉県の台風9号による豪雨災害対策について

8月22日の台風9号による短時間の記録的豪雨は、県西南部地域を中心に多大な被害をもたらしました。埼玉県議団の限られた調査によっても、倒壊住宅2棟・床上浸水270棟・床下浸水454棟・床上浸水保育所が2棟にのぼっています。

この間、党県議団は国会議員・市町議員とともに被災者を訪問し、その声を伺ってきました。「1階部分が臭くてたまらない。もう住むことはできない」(所沢市東川沿いの住民)「11階建てのマンションの地下部分が水没し、エレベーターが機能しない。高齢者も赤ちゃんも母親も、階段を使わざるをえない」(所沢市東川沿いのマンション)「砂川堀の水位情報などいっさいなく、避難勧告もなかった。気がついたら周りは水で、70人の子どもたちと逃げることができなくなっていた」(富士見市の保育所)「大規模商業施設らばーとの地下貯留槽がいっぱいになり、住宅街にあふれ出た。建設前の説明会では大丈夫との説明だったのに」など、それぞれ深刻です。

しかし、埼玉県は23日以降、被害状況を集約することも、情報提供することはありませんでした。その時点で県が把握していた入間市内の床上浸水は2棟でしたが、実際には169棟もの家屋が床上浸水しています。

今後、台風の襲来が予想されるなか、砂川堀をはじめとした河川整備などの水害対策は一刻の猶予もありません。

また、床上・床下浸水などの被災者の支援について、県は災害救助法を適用しなかったため、応急仮設住宅などさまざまな国の支援を受けることができません。その中には床上浸水(半壊)の家に住宅応急修理費用(57万6千円)支給もあります。

日本共産党埼玉県委員会と県議団は、8月24日にも災害対策について緊急の申し入れを行っていますが、被災の実情の把握が進んだ段階で、より具体的で切実な以下の項目の実施を、改めて申し入れるものです。

被害の把握、公表について

一、台風9号による被害の全容を早急に把握し、ホームページで公表すること。

河川対策について

一、溢水や護岸崩壊した河川について、直ちに護岸かさ上げ工事や調整池整備、排水装置整備など対策を講じる。

- 一、下水道局管理の雨水幹線砂川堀に監視カメラを設置する、豪雨時にはパトロールをするなど、水位の状況を迅速に把握し、市に情報を提供する。
- 一、豪雨時における新河岸川への砂川堀からの排水制限を早急に見直すこと。砂川堀を一級河川として指定すること。
- 一、地下水路まで整備されていながら、数か所で溢水した東川について、ただちに経過の住民説明を実施すること。溢水の原因究明のため第三者をまじえた検証を行うこと。
- 一、飯盛川について、早急に国道407号線片柳2号橋拡幅とその上流の都市下水との接続部分まで拡幅すること。当面、強制排水装置を整備すること。
また、既に拡幅されている部分の水草を、早急に撤去すること。

浸水被害について

- 一、志木市や所沢市の危険・倒壊家屋には、早急に県の埼玉県・市町村生活再建支援金制度を適用する。
所沢市荒幡地区の倒壊家屋並びの住宅も、護岸が崩壊しており、居住は危険である。同様の支援金を適用すること。
- 一、災害救助法が適用されていないが、法適用に準じた支援を被災者・自治体を実施すること。とくに、床上浸水（半壊）への住宅応急修理費用相当（57万6千円）を支給する。
地下室の水没などで居住に深刻な被害を受けたマンションなどにも、住宅応急修理費用を支給する。
- 一、埼玉県・市町村生活再建支援金制度を、床上浸水や床下浸水にも拡充すること。

水害対策の抜本の見直しについて

- 一、災害救助法第1条4号(多数の者が生命または身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合)を積極的に適用すること。
- 一、時間当たり50mmという想定降雨量では、近年のゲリラ豪雨に対処できない。見直しを行い、計画的に災害対策を進めていく。

以上

埼玉県知事 上田清司様

2016年9月27日

日本共産党埼玉県議団 団長 柳下礼子

日本共産党狭山市議団 団長 猪股嘉直

狭山市女兒虐待事件の県としての検証について

今年1月狭山市の3歳の女兒が、やけどなどで死亡し、母親と内縁の夫が逮捕された事件に関し、狭山市要保護児童対策地域協議会が検証報告書を公表しました。

この事件は、党県議団が2月の予算特別委員会でも指摘したように、母親が10代で妊娠、シングルマザーとしての出産、乳幼児健診未受診、内縁の夫と同居、「子供が泣いている」など近隣から2回も警察に通報が行われるなど、家庭のリスクが各行政機関に把握されていながら防ぐことができなかったものです。

児童虐待防止法は地方公共団体等に児童虐待にかかる重大事例に関する検証等を実施することを義務付け、その実施は都道府県としております。検証事例は虐待による死亡事例のすべてを対象とすることが望ましいとされています。

このたびの狭山市要対協の報告書は、真摯に市の各機関にヒアリングも行き、説得力のある提言をされておりますが、本来検証は県が主体として実施すべきものです。

とりわけ、この事件における埼玉県警のかかわりは重大なものがあります。近隣住民から「深夜に子どもが外に出されている」「子供の泣き声が聞こえる」などの狭山警察署への通報が、児童相談所や狭山市に通告されていれば、各機関の情報共有が開始された可能性があります。なぜ、通報が行われなかったのか検証は不可欠であり、狭山警察署へのヒアリングが必要です。が、狭山市要対協の報告では、狭山警察署や所沢児童相談所へのヒアリングは実現できませんでした。

これらのヒアリングを含む、埼玉県としての検証を早急に求めるものです。

以上

16 要望・申し入れ

埼玉県知事 上田清司様

2016年8月24日

日本共産党埼玉県議会議員団

団 長 柳下 礼子

台風9号による豪雨災害に関する緊急申し入れ

22日の台風9号の集中豪雨により、県西部地域を中心に各地で多数の道路冠水、床上・床下浸水が発生しました。とりわけ入間市の霞川や不老川、所沢市の東川などが氾濫した県西南部の被害はかつてなく深刻です。

党県議団は翌23日、国会議員や地元市議とともに現地入りし、被災者から直接話を聞きながら被害の実態を調査しました。霞川や不老川をはじめ氾濫した河川では、護岸が崩れ、川沿いの住宅が傾くなど甚大な被害がありました。とりわけ所沢市の荒幡地区では、柳瀬川があふれだし、川沿いの住宅が倒壊寸前となり、11軒の住民が避難を余儀なくされました。避難の長期化も予想されています。同市の東川では、地下河川の工事が完了したにもかかわらず水があふれ、周辺住民からは「排水処理がうまく機能しなかったのではないか」との声が寄せられています。これらの実態や要望は、関係の県土整備事務所にただちに伝えたところです。

現在も懸命の復旧対応などが続けられているところですが、昨日の雷雨や今後の雨によって被害拡大のおそれがあります。そこで、今後の対策について以下の通り緊急に申し入れます。

記

- 一、浸水被害や農業・営業被害など全体の被害状況をすみやかに把握し、被災自治体と連携して被災者支援に万全の措置をとること。長期化する避難者については生活が再建されるまで支援を尽くすこと
- 一、災害救助法の適用申請を積極的に検討すること。国の被災者生活再建支援制度並びに埼玉県・市町村被災者安心支援制度の活用を早急に進めること
- 一、被災自治体の災害対応を丁寧に把握するとともに、自治体からの要望については全力で応えること
- 一、今後の台風再来に備え、県管理河川の護岸などを総点検し、浸水被害が拡大しないよう緊急対策をおこなうこと。
- 一、治水対策を進めてきた河川の氾濫については、原因究明と対策を早急に明らかにすること。とりわけ、東川については周辺住民へ説明会を開くこと
- 一、氾濫した河川について、護岸のかさ上げや排水機場の増設などの河川整備を早急に進めること。
- 一、想定降雨量の見直しなど治水対策の再検証をおこなうこと。ゲリラ豪雨などにより浸水被害が頻発する地域については、効果ある対策を再検討し、特別対策を早急に実施すること

以上

埼玉県知事 上田清司様

2016年9月15日

日本共産党埼玉県委員会 委員長 荻原初男

日本共産党埼玉県議会議員団 団長 柳下礼子

埼玉県の台風9号による豪雨災害対策について

8月22日の台風9号による短時間の記録的豪雨は、県西南部地域を中心に多大な被害をもたらしました。埼玉県議団の限られた調査によっても、倒壊住宅2棟・床上浸水270棟・床下浸水454棟・床上浸水保育所が2棟にのぼっています。

この間、党県議団は国会議員・市町議員とともに被災者を訪問し、その声を伺ってきました。「1階部分が臭くてたまらない。もう住むことはできない」(所沢市東川沿いの住民)「11階建てのマンションの地下部分が水没し、エレベーターが機能しない。高齢者も赤ちゃんと母親も、階段を使わざるをえない」(所沢市東川沿いのマンション)「砂川堀の水位情報などいっさいなく、避難勧告もなかった。気がついたら周りは水で、70人の子どもたちと逃げることができなくなっていた」(富士見市の保育所)「大規模商業施設らばーとの地下貯留槽がいっぱいになり、住宅街にあふれ出た。建設前の説明会では大丈夫との説明だったのに」など、それぞれ深刻です。

しかし、埼玉県は23日以降、被害状況を集約することも、情報提供することはありませんでした。その時点で県が把握していた入間市内の床上浸水は2棟でしたが、実際には169棟もの家屋が床上浸水しています。

今後、台風の襲来が予想されるなか、砂川堀をはじめとした河川整備などの水害対策は一刻の猶予もありません。

また、床上・床下浸水などの被災者の支援について、県は災害救助法を適用しなかったため、応急仮設住宅などさまざまな国の支援を受けることができません。その中には床上浸水(半壊)の家に住宅応急修理費用(57万6千円)支給もあります。

日本共産党埼玉県委員会と県議団は、8月24日にも災害対策について緊急の申し入れを行っていますが、被災の実情の把握が進んだ段階で、より具体的で切実な以下の項目の実施を、改めて申し入れるものです。

被害の把握、公表について

一、台風9号による被害の全容を早急に把握し、ホームページで公表すること。

河川対策について

一、溢水や護岸崩壊した河川について、直ちに護岸かさ上げ工事や調整池整備、排水装置整備など対策を講じる。

- 一、下水道局管理の雨水幹線砂川堀に監視カメラを設置する、豪雨時にはパトロールをするなど、水位の状況を迅速に把握し、市に情報を提供する。
- 一、豪雨時における新河岸川への砂川堀からの排水制限を早急に見直すこと。砂川堀を一級河川として指定すること。
- 一、地下水路まで整備されていながら、数か所で溢水した東川について、ただちに経過の住民説明を実施すること。溢水の原因究明のため第三者をまじえた検証を行うこと。
- 一、飯盛川について、早急に国道407号線片柳2号橋拡幅とその上流の都市下水との接続部分まで拡幅すること。当面、強制排水装置を整備すること。
また、既に拡幅されている部分の水草を、早急に撤去すること。

浸水被害について

- 一、志木市や所沢市の危険・倒壊家屋には、早急に県の埼玉県・市町村生活再建支援金制度を適用する。
所沢市荒幡地区の倒壊家屋並びの住宅も、護岸が崩壊しており、居住は危険である。同様の支援金を適用すること。
- 一、災害救助法が適用されていないが、法適用に準じた支援を被災者・自治体を実施すること。とくに、床上浸水（半壊）への住宅応急修理費用相当（57万6千円）を支給する。
地下室の水没などで居住に深刻な被害を受けたマンションなどにも、住宅応急修理費用を支給する。
- 一、埼玉県・市町村生活再建支援金制度を、床上浸水や床下浸水にも拡充すること。

水害対策の抜本的見直しについて

- 一、災害救助法第1条4号(多数の者が生命または身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合)を積極的に適用すること。
- 一、時間当たり50mmという想定降雨量では、近年のゲリラ豪雨に対処できない。見直しを行い、計画的に災害対策を進めていく。

以上

埼玉県知事 上田清司様

2016年9月27日

日本共産党埼玉県議団 団長 柳下礼子

日本共産党狭山市議団 団長 猪股嘉直

狭山市女兒虐待事件の県としての検証について

今年1月狭山市の3歳の女兒が、やけどなどで死亡し、母親と内縁の夫が逮捕された事件に関し、狭山市要保護児童対策地域協議会が検証報告書を公表しました。

この事件は、党県議団が2月の予算特別委員会でも指摘したように、母親が10代で妊娠、シングルマザーとしての出産、乳幼児健診未受診、内縁の夫と同居、「子供が泣いている」など近隣から2回も警察に通報が行われるなど、家庭のリスクが各行政機関に把握されていながら防ぐことができなかったものです。

児童虐待防止法は地方公共団体等に児童虐待にかかる重大事例に関する検証等を実施することを義務付け、その実施は都道府県としております。検証事例は虐待による死亡事例のすべてを対象とすることが望ましいとされています。

このたびの狭山市要対協の報告書は、真摯に市の各機関にヒアリングも行き、説得力のある提言をされておりますが、本来検証は県が主体として実施すべきものです。

とりわけ、この事件における埼玉県警のかかわりは重大なものがあります。近隣住民から「深夜に子どもが外に出されている」「子供の泣き声が聞こえる」などの狭山警察署への通報が、児童相談所や狭山市に通告されていれば、各機関の情報共有が開始された可能性があります。なぜ、通報が行われなかったのか検証は不可欠であり、狭山警察署へのヒアリングが必要です。が、狭山市要対協の報告では、狭山警察署や所沢児童相談所へのヒアリングは実現できませんでした。これらのヒアリングを含む、埼玉県としての検証を早急に求めるものです。

以上

県政資料・第132号

日本共産党埼玉県議会議員団の主張と活動

2016年9月定例県議会

住 所 〒330-9301
さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
県庁代表 048(824)2111 (内線6023)
直通電話 048(824)3413
F A X 048(825)1048
ホームページ：<http://jcp-saitama-pref.jp/>
Mail：jcp-sai@apricot.ocn.ne.jp

